



IFRIC が不動産販売および純投資のヘッジに関する解釈指針書案を公表

IFRIC 解釈指針書案 D21 号「不動産販売」

国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)は、解釈指針書案 D21 号「不動産販売」を公表し、不動産販売に関する会計処理に実務において多様性が生じている状況に対応しました。2007 年 7 月に公表された D21 号は、不動産契約が(完成品の販売契約ではなく)工事契約となる場合を明確にしています。また D21 号は、契約が工事サービスに関するものであることを示唆する以下の契約上の特徴を示しています。

- 買い手が不動産のデザインの主要な構造上の要素を特定できる
- 工程の進捗に応じて、所有にかかる支配権、リスクおよび経済価値を買い手に移転する

また D21 号は、完成したあるいは実質的に完成した不動産の販売にあたっては IAS 第 18 号第 14 項が示す物品の販売の収益認識規準を満たさなければならないとしています。D21 号は、これらの規準を現状の不動産そのものに適用し、工事が完了した不動産を取得する買い手の権利には適用しないことを提案しています。

収益は、工事が完了し、完成したあるいは実質的に完成した不動産ユニットの販売により支配権、リスクおよび経済価値が買い手に移転されるまで認識されません。

コメント募集期限は 10 月 5 日です。最終基準の公表は 2008 年に予定されています。

IFRIC 解釈指針書案 D22 号「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」

改善プロジェクトの開始以来、国際会計基準審議会(IASB)は外国為替および金融商品に関する基準の修正を重ねてきました。2007 年 7 月に純投資のヘッジに関する公開草案 D22 号が公表されました。この解釈指針書が承認された場合、以下のような影響があります。

- 表示通貨リスクがヘッジ可能なリスクとして不適格となる。D22号は、機能通貨に関連するリスクのみがヘッジ可能であることを明確にしている。
- 親会社による間接子会社への純投資のヘッジが可能になる。D22号は、企業は、異なる機能通貨を使用する子会社が間に介在する在外間接子会社への純投資のヘッジが可能であることを明確にしている。
- ヘッジ手段を有する企業の機能通貨に関係なく、連結グループ内のどの企業もヘッジ手段を保有できる。

コメント募集期限は 10 月 19 日です。最終基準の公表は 2008 年に予定されています。

お問い合わせ：
あらた監査法人(広報)
〒108-0014
東京都港区芝浦4丁目2-8
住友不動産三田ツインビル東館13階
電話:03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 149 ヶ国 771 の都市に 14 万人以上のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計及び監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2007 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. 'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.